

JIS

自動車用ウィンドウォッシャ液

JIS K 2398 : 2001

(JACA)

(2006 確認)

平成 13 年 8 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、日本オートケミカル工業会(JACA)から工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS K 2398 : 1989は改正され、この規格に置き換えられる。

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 1 . 3 . 1 改正：平成 13 . 8 . 20

官 報 公 示：平成 13 . 8 . 20

原 案 作 成 者：日本オートケミカル工業会（〒 105-0021 東京都港区芝大門 2 丁目 9 -14 TEL 03-3438-1435）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 杉浦 賢）

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会（委員長 小川 昭二郎）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省 産業技術環境局標準課 環境生活標準化推進室〔〒 100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 -1 TEL 03-3501-1511（代表）〕にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

自動車用ウィンドウォッシュ液

K 2398 : 2001

Windshield washer fluids for automobiles

序文 本製品の使用上、類似製品であるはっ(撥)水性ウィンドウォッシュ液は、主成分及びはっ水性が異なるが、洗浄方法が同一であるため、この規格と一本化し、追加した。今般のウィンドウォッシュ液規格の改正は、規格票の様式を含めて全面見直しを行い改正したものである。改正点は、種類、はっ水性を新規項目として採用し、ゴムに対する影響に関しては、標準試験片のばらつきを含めて規格値を一部改正した。

1. 適用範囲 この規格は、自動車用窓ガラスの洗浄に用いるウィンドウォッシュ液(以下、ウォッシュ液という。)について規定する。

備考 ウォッシュ液とは、走行時に自動車の窓ガラス面の汚染物をワイパ使用で除去するものをいう。

2. 引用規格 付表1に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

3. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

- a) **はっ(撥)水性** はっ水性とは、ガラス表面にはっ水成分が吸着し、疎水性皮膜を形成すること。
- b) **ピッチング(Pitting)** 金属腐食が金属内部に向かって生じるあな(孔)状の腐食。

4. 種類 ウォッシュ液の種類は、表1のとおりとする。

表1 種類

種類	性状	記号
1種	アルコール成分等を主体とした非はっ水性のもの	WW
2種	シリコーン成分等を添加したはっ水性のもの ⁽¹⁾	WC

注⁽¹⁾ はっ水性測定値で65以上のものは2種とする。

5. 品質 ウォッシュ液の品質は、6.によって試験したとき、表2のとおりとする。また、ウォッシュ液は、無色又は適宜な着色剤で着色したもので、沈殿物及び浮遊する異物を含まない均質な液体とし、著しい臭気がないものとする。